

平成 26 年度 第 12 回 東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議 議事録

日 時：平成 26 年 9 月 24 日（水） 14：00～16：00

場 所：総合庁舎 18 階 大会議室

出席者：子ども・子育て会議委員	15 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、小田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、中西委員、中泉委員、景山委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員）	
事務局	8 名
（寺岡、川西、菊地、堀ノ内、関谷、松田、清水、安永）	
（菅原、大原、辰巳、村野、高野、松崎、土肥、渡邊）	8 名
傍聴者	5 名
業者（地域社会研究所）	2 名
計	38 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1－1 利用者負担について

資料 2－1 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

資料 2－2 計画（素案）修正ポイント

資料 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告

資料 4 平成 27 年度入所選考基準について（報告）

資料 5 支給認定証・支給認定申請書について（報告）

資料 6 平成 27 年度以降の留守家庭児童育成クラブの運営について

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 12 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます。子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日、全委員 20 名中 15 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は利用料検討部会も兼ねた合同会議となっております。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿、配付資料一覧です。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が 5 名いらっしゃることをご報告いたします。

なお、本日は東大阪市議会での本会議の開催のため、副市長などが欠席しております。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

子ども・子育て会議も今回 12 回目の開催となります。

9月に入り、市内の幼稚園では願書の配布が始まり、おそらく保護者からの問い合わせがあるのではないのでしょうか。10月には入園申し込みや保育所の入所受付がスタートするなど、いよいよ新制度が始まる平成27年度への準備が、市民の方々にも広がって来ました。質問などが寄せられているとかがっています。

本日の議題は、8月の会議の中心議題でありました利用者負担について、10月には入園の申し込みを控える中、保護者の方々が来年度の入園料を検討したうえで申し込みができるよう、方向性を決めるべく議論を進めたいと思います。利用者負担は12月議会にかけて条例化することですので、なるべく早く決めたいと思います。

新制度の指針となる子ども・子育て支援事業計画に関しても、これまで個別の事業を議論してきましたが、素案としてまとめ、計画の完成へと進めていきます。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会では、8月に新制度で新たにスタートする幼保連携型認定こども園・小規模保育事業の施設整備を実施する事業者を公募により選考されましたので、あわせて報告をお願いします。

その他、平成27年度の入所選考基準についても、ご意見を頂戴したいと思います。

2. 議事

(1) 利用者負担について

●関川会長

それでは、次第に従い議事を進行致します。最初に議事(1)の「利用者負担について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料1-1「利用者負担について」説明—

- ・p.2. 1号認定の利用料・教育水準について公私間のバランスをとる方針。教育水準については課題が残っている。
- ・p.3. 公立幼稚園の保育料について在園児・新規5歳入園児の経過措置をとる方針。
- ・p.4. 1号認定と2号・3号認定の利用者負担について国基準案の72.5%をめどに給付単価を限度として設定しバランスをとる方針。平成29年度に見直しを検討すべきという庁内会議での委員意見を受け、2年間の経過措置として、平成29年度には軽減率を検討する方針。
- ・pp.5-6. 新制度基準額表案。低所得層は第1・第2階層で無料とし、多子は第2子半額・第3子以降無料とする案。階層区分の基準が所得税から市町村民税に変わるが、国基準額も現在の階層区分に基づいている。市基準額案を国基準額案の72.5%に設定すると、利用者負担については平成26年度までと同等の水準を図ることができると考えている。

●関川会長

ありがとうございました。利用料については、可能であれば、この案をベースにしたいと思います。

ただ今の説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●竹村委員

資料1-1の4ページ、2年間の経過措置として72.5%の軽減措置を行うことについて、対応方針は平成27・28年度の内容であり、平成29年度に見直しを行うと考えてよいのでしょうか。

●関川会長

事務局から回答をお願いします。

●事務局・関谷

国も平成29年度には消費税増収額が満年度化し、公定価格が満額になると想定しています。平成27・28年度には72.5%に軽減しますが、平成29年度には本市の財源や他の市町村での方法を

踏まえて、調整の方法を検討します。

●竹村委員

なぜこの質問をしたかといいますと、平成 27 年度に 3 歳で入園する人は、平成 29 年度にはまだ在園していることになるからです。平成 29 年度に利用者負担の軽減率が変わるのであれば、入園のときに説明しておかねばなりません。このあいだ説明会を開催したときに、平成 29 年度までは認定こども園にはならないとだけ説明したら、認定こども園になったときにはどのように変わるのかも説明してもらわないと困ると指摘されたので、説明することになりました。同様に、利用者負担がどう変わるのかについても説明しないといけません。

●関川会長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問などはございますか。

●高山委員

資料 1-1 の 6 ページについて、2 号・3 号認定の市基準額案の最高額が、以前の会議での資料の数値と異なるように思います。

●関川会長

事務局から説明をお願いします。

●事務局・関谷

現行の基準価格表を、前回会議の配付資料に記載しました。現在国では 8 階層、本市では 10 階層あります。そのうち 3 歳未満児の第 1 子については、国基準では 10 万 4,000 円で、給付単価の上限により 8 万 7,990 円になり、さらに本市では 72.5%に減額するので、6 万 3,790 円になっています。

●関川会長

資料 1-1 の 6 ページでは 6 万 7,300 円なので、4,000 円ほど価格が上昇することになるのでしょうか。

●事務局・関谷

はい。

●関川会長

第 4 階層の価格はどうなるのでしょうか。

●事務局・関谷

第 4 階層については、3 歳未満児の第 1 子であれば、2 万 1,750 円なので現在と同じです。

●関川会長

第 4 階層については新基準でも変わりがないということでしょうか。

●事務局・関谷

平成 27 年度の予算編成がまだですが、基本的には現在の国の基準では変わりません。

●関川会長

平成 29 年度には国の基準も変わるのででしょうか。

●事務局・関谷

公定価格が満額になったときの国の方針等がわからないので、そういったことも含めていく必要があると考えています。

●関川会長

他にご意見、ご質問などはございますか。

●阿部委員

先日、つどいの広場で本市の説明会を開催していただきました。参加者は質問などでできてよかったと喜んでおられたことを、この場で報告しておきます。

質問ですが、公立幼稚園が認定こども園になったら、料金だけが変ることになるのでしょうか。それとも、この料金で預かり保育などもすることになるのでしょうか。今、教えてもらわないと、保護者が来年度からの利用を決めることができません。

●関川会長

認定子ども園に移行する予定のある施設についてのご質問ですね。

●事務局・清水

認定子ども園がどうこうということではなく、料金は1号認定の基準になります。公立幼稚園は、平成27年4月には認定子ども園には移行しません。現在、預かり保育をしている施設が、平成27年度から認定子ども園に移行した場合に、料金体系などがどうなるのかは、まだ詰めて考えていません。今後の保育の内容については、子どもすこやか部と協議しているところです。

●関川会長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問などはございますか。

私から、高山委員に要望があります。介護については、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度があります。保育については、6月頃に前年度の市町村民税によって利用料が決まりますが、その後、失業した人などに対して、この料金体系での利用料が発生してしまいます。そういった場合に、たとえば社会福祉法人としての減免の方法は考えられるのでしょうか。

●高山委員

東大阪市としてのある程度の減免措置の制度はありますが、保育所独自の減免の仕組みはありません。保育料は利用者から本市に直接納付するので、保育所として保育料を減額するといったことは難しいです。保育所としては主食費などを少額ではありますが減免しています。

●関川会長

たとえば第4階層で父親が失業した場合などに、減免の方法があればよいと思いました。

●高山委員

保育所としては現在大阪府下で検討しています。突然に生活が困窮した人を対象に、一時金を出すという方向で動いています。制度ができれば、施設長に決定権があるので、施設長の判断ですることになると思います。

●関川会長

そうすると、そういった制度を利用すれば、それなりの金額の減免があり得るということですね。

●高山委員

おそらく5万円くらいになるかと思います。

●関川会長

新制度では想定していない事態を救済するための、東大阪市独自の仕組みがあるとよいと思います。引き続き検討いただき、よい回答をお願いします。

それでは、利用料については、この内容でとりまとめます。

(2) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

●関川会長

続きまして、議事(2)の「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・川西

—資料2-2「計画(素案)修正ポイント」説明—

- ・資料2-1 p.47、表「3～5歳の需要量」の数値を修正。p.37、父親の子育て力について「両親学級やプレパパ・プレママの会」など表現を追加。pp.12、38・39、計画の考え方について「戦略的に取り組むための考え方」を「公立施設の将来像について」より前に置くように整理。p.39、在宅での子育て支援の拡充について「保育士の資格を保有しながら活用できていない人材の掘り起こし」を追加するなど質の向上と人材の確保について修正。

—資料2-1「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」説明—

- ・ p. 56 以降は今回の素案で新規に追加した部分。大きく分けて、①確保方策・②提供体制・③各課題への対処策、の3点。
- ・ pp. 56-61。教育・保育の確保策。幼保連携型認定こども園・小規模保育施設で対応。pp. 58-61、リージョン別の確保策。
- ・ pp. 62-77。地域子ども・子育て支援事業等の確保方策。p. 64、子育て短期支援事業については、必要見込み量が約400人日なので、1日あたり1人の受入枠の拡充で対応できると考えており、関係事業者に働きかけを行う。pp. 68-69、幼稚園在園児および2号認定による定期的な利用以外の一時的預かり事業については、公共施設の空きスペースを活用するなど、拡充に努める。p. 70、病児保育事業については、身近にないリージョンへの拡充など、医療機関との調整に努める。p. 71、子育て援助活動支援事業については、援助会員の確保に取り組む。p. 75、利用者支援事業については、各拠点への子育てサポーターの配置に努める。p. 77、休日保育事業については、現在実施していないが事業者と協議する。
- ・ pp. 78-80。幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進。職員配置の独自基準を設定する。教諭・保育士の交流などに取り組む。
- ・ pp. 81-85。その他の重点施策。利用者支援事業と地域子育て応援団事業を創設する。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今のご説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●景山委員

資料2-1の63ページの留守家庭児童育成クラブの記述についてです。「子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から」という文章は、「これまでの運営方法を尊重」、「小学校敷地内において提供体制の整備」という文章にかかるのでしょうか。そうだとすると、運営主体は地域運営委員会と民間事業者になるとのことですが、民間事業者は、これまでの運営方法や小学校敷地内の提供はできないので、子どもの情緒の安定や事故防止を図れないのではないかという疑問が生じるのではないのでしょうか。

●関川会長

事務局から説明をお願いします。

●事務局・安永

素案の文面については、まだ決定案ではありませんので、引き続き検討を進めていくようにいたします。

●関川会長

つまり、小学校敷地内だけでサービス提供すると決まったわけではないということでしょうか。

●事務局・安永

はい。

●関川会長

景山委員はこの問題についてどのようにお考えですか。

●景山委員

運営主体が地域運営委員会と民間事業者の2つになっても同じサービスを提供できるのか、という疑問があるので、あとで事務局説明を聞きたいと思います。子どもの情緒の安定・事故防止のために小学校敷地内で行うということであれば、民間事業者は運営できないではないかという指摘をいたしました。

●関川会長

あとの議事で、留守家庭児童育成クラブについての事務局説明を予定しています。

他にご意見、ご質問などはございますか。

●千谷委員

資料2-1の39ページに、在宅での子育て支援の人材確保について明記していただきましたが、人材確保はどの市町村でも難しいので、現在、考えている方法があれば教えてほしいです。

●事務局・川西

公私・幼保の合同の研修会を計画していますが、その場で人材のマッチング事業等も企画できればよいと考えています。議会で予算が通ったら、具体的な取り組みをしていきたいと考えております。

●関川会長

他にご意見、ご質問などはございますか。

●中川副会長

資料2-1の70ページの病児保育事業について、なぜ平成27年度だけ、病児保育事業の確保方策の人数がゼロになっているのでしょうか。

●事務局・川西

来年度には具体案が出ていないのでゼロとしています。平成28年度からは具体的に事業を進めたいので数値を示しています。

●関川会長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問などはございますか。

待機児童の解消は計画の大きな柱ですが、平成29年度には待機児童はゼロになると考えてよいのでしょうか。

●事務局・川西

はい。国の計画に沿って、平成29年度までに解消すると考えています。ただし、平成29年度に計画の見直しを行い、その時点で待機児童が発生していれば、平成30年度以降を見据えて解消を図ります。

●関川会長

資料2-1の56~57ページの必要見込み量の表で、マイナスがついている数値が待機児童数と考えてよいのでしょうか。

●事務局・川西

はい。本市では、平成31年度の3号（0歳）の188人、3号（1・2歳）の368人を数値目標として、整備していくと考えています。

●関川会長

その目標を解消するために、幼保連携型認定こども園と小規模保育施設の拡充で対応するという方針ですね。この確保方策の見込みはどういった状況ですか。

●事務局・川西

平成27年度については、認定こども園5園、小規模保育8園を確保したところです。今後の目標とする施設数についても、数字を詰めていきたいと考えています。

●関川会長

そうすると、現段階では、平成29年度の幼保連携型認定こども園の確保方策が0歳で60人、1・2歳で260人、小規模保育施設の確保方策が0歳で135人、1・2歳で321人となっています。今後、両施設が増えるにともなって、この数字がゼロに近づく方向で、平成27・28年度の施設整備をしていくということですね。あるいは、幼稚園・保育所・認可外施設の協力をいただきながら、受け皿を増やしていくということですね。

●事務局・川西

はい。特に、民間保育所の弾力化の協力もいただいて、解消していきたいと考えています。

●関川会長

それでは、事業計画については次回以降も引き続き検討を進めます。

（3）留守家庭児童育成クラブについて

●関川会長

続きまして、議事（3）の「留守家庭児童育成クラブについて」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・安永

—資料6「平成27年度以降の留守家庭児童育成クラブの運営について」説明—

- ・運営主体については、地域運営委員会、あるいは民間事業者のどちらかになる。開所時間については、すべてのクラブで本市の基準に従って開所してもらう。定員については、クラブ施設の面積を1.65で乗じて定員を割り出す。指導員の役職については、主任を新設。指導員の資格については、厚生労働省指針の基準に準拠する。クラブ数については、平成27年度以降に53クラブから52クラブになるのは2校が1校に統合するため。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今のご説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●佐藤委員

2点質問します。

まず、指導員の役職の「主任」とは、具体的にどういった仕事をするのでしょうか。主任がいると運営がどのように変わることになるのでしょうか。

また、指導員の資格の基準が厳しくなりますが、対象児童は小学6年生までに拡大されるので、人材不足になるおそれがないでしょうか。

●事務局・安永

主任については、従来からリーダー的な人はおられました。現場での管理・連絡体制を担ってもらい、主任を通じて指導員に連絡するなど、情報を集中する役割を考えております。よって、主任に対する別途手当の支給を検討中です。

指導員の資格については、厚生労働省令では最低基準を示しています。保育士・教員等以外で2年以上従事している者という条件があるので、現在の指導員の方々に引き続いて従事していただくことができると思います。たしかに、対象児童・教室の増加により、人材の拡大体制をとらねばならないと考えております。対応としては、たとえば地域での公募による確保、あるいは資格のない補助員の研修による活用、などの方法を考えております。

●関川会長

他にご意見、ご質問などはございますか。

●景山委員

先ほどの素案の文面についての質問と関連して、地域運営委員会と民間事業者とを並列するということはわかりました。素案の文面にこだわるわけではありませんが、子どもの安全等を考えて従来のやり方を尊重するのかどうか、本市の考え方をお聞きしたいと思います。

また、事務局から、地域での公募、という発言がありましたが、具体的にはどのような公募方法を考えているのでしょうか。本市の協力を得て、広報などで公募するのでしょうか。

●事務局・安永

現在の本市の考え方は、今後も続けたい地域運営委員会と、新しく始めたい民間事業者とを主体として、各クラブの提供するサービスの内容に差が生じないように運営を進める、というものです。

また、地域での人材の募集については、場所を絞って回覧を回すなど、本市としても人材確保の方法を早急に検討して、示せるものは示していきたいと考えております。

●関川会長

他にご意見、ご質問などはございますか。

●中泉委員

景山委員と同様の意見ですが、資料2-1の63ページの「これまでの運営方法を尊重しながら」という文面が気になります。計画の文章は、子ども・子育て会議に12回も出席しているから読めるといったものではなく、一般の人にもわかりやすいようにお願いします。留守家庭児童育成ク

ラブの定員を児童1人あたり1.65㎡として算出する規定なども、わかりやすく書いてほしいと思います。

また、9月17日の特別委員会の配付資料には、民間事業者と地域の保護者をメンバーとした地域連携会議を開催する、という1行がありました。資料2-1では削除されているようです。何か削除の理由があるのでしょうか。

●事務局・安永

計画の文章については、わかりやすい表現を考えて推敲いたします。

民間事業者と地域との関わりについての最後の1行が抜け落ちたのはミスです。現在、本市では、地域運営委員会ではなく民間事業者が運営主体となる場合には、地域の保護者や学校とのつながりを保つために、仮称ですが地域連携会議で話し合うなどの方法を考えています。

●関川会長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問などはございますか。

●中西委員

まず、民間事業者はどのように運営に参加すると想定しているのかを教えてください。

また、開所時間が平日には午後6時30分になるとありますが、すべての地域運営委員会が午後6時30分まで開所することは困難だと思います。一律にできないのであれば、書く意味がないのではないのでしょうか。

●事務局・安永

民間事業者の募集については、募集要項をこれから作り、募集をかける予定です。

開所時間については、現在、各地域運営委員会に、平成27年度以降は午後6時30分まで開所してほしいと示したうえで、引き続いて運営するかどうかを判断して、返事をもらっているところです。条件を示して、受けるかどうかを判断してもらっているので、本市としては午後6時30分まで開所できると判断しています。

●中西委員

52クラブのすべてが、できると返事しているのでしょうか。

●事務局・安永

この条件ではやっていけないという返事をしているクラブもあります。引き続きやっていくと回答しているクラブは約3分の1程度です。運営を続けるクラブは午後6時30分まで開所という条件でもやっていけると、本市では判断しています。

●中西委員

1クラブでもやらないとなると、その小学校区での留守家庭児童育成クラブがなくなることになると思いますが、それでも午後6時30分まで開所という条件を徹底するつもりなのでしょうか。

●事務局・安永

地域運営委員会がやらないのであれば、開所時間午後6時30分までということ仕様として示して、民間事業者を募集することになります。

●景山委員

あまり細部に立ち入った話になると、この会議で議論する内容ではないと思いますが、小学校の視点で考えると、午後6時30分まで開所できるかどうかはともかくとして、下校時間としては子どもだけでは帰せない時間になります。地域運営委員会はそのことを理解して、たとえば指導員が送るとか、保護者に迎えに来てもらうといった対応を想定しているのでしょうか。そういった対応が必要なことを踏まえたうえで、午後6時30分まで開所できるかできないかを回答しているのでしょうか。

●事務局・安永

地域運営委員会には、条件を示して説明しております。午後6時30分まで預ける方にはお迎えを原則とする予定です。

●関川会長

ありがとうございました。他にご意見、ご質問などはございますか。

●千谷委員

以前の会議で、かつては東大阪市では留守家庭児童育成クラブが公設公営だった時代があるという話をしました。このあいだから、クラブの質の確保の問題が議論になっていますが、どうも要領を得ない部分があるように感じます。東大阪市としては、公設公営のクラブという考えはないのでしょうか。

●事務局・安永

クラブの公設公営は、現在の市の情勢では難しいと考えております。質の向上については常に考えていきたいので、ご意見をよろしくお願いたします。

●八木委員

定員を児童1人あたりおおむね1.65㎡で規定とありますが、指導員数の配置体制の基準等はないのでしょうか。

また、障害児の定員枠などはないのでしょうか。

●事務局・安永

厚生労働省令では、最低基準として、児童40人あたり指導員を2人配置としています。本市としてはもっと配置したいと考えております。

障害児の定員については、従来はありませんでしたし、現在のところ、平成27年度以降にも考えておりません。本市としては、定員の基準について今後示していきたいと考えており、障害児についてももっと詰めて検討したいと考えております。

●八木委員

障害児についても、児童何人あたり指導員を何人配置するといった基準が必要ではないでしょうか。

●事務局・安永

現在、障害児の入会しているクラブには補助金を加算しています。指導員をつけるための補助金といった対応も考えております。そういった意味で、障害児に指導員を配置する基準についても考えていきたいと思っております。

●古川委員

以前の会議で、あまり質の良くないクラブもある、という話が出ていました。すべてのクラブの質を確保するという点については、本市ではどのような方法を考えているのでしょうか。

●事務局・安永

従来は、地域運営委員会の裁量の範囲が大きかったということがあります。平成27年度以降は、一定の基準を設けることになるので、すべてのクラブの運営体制について同じ水準を保ち、質の確保を図ることができると考えております。

●千谷委員

時間延長については、平日でも休日でも時間延長を考えていないのでしょうか。

また、指導員については、年配の人だけではなく、若い人も必要だと思います。学童保育士のような資格を出す学校もあるようです。回覧で人材を募集するだけではなく、そういった資格者を募集するなど、色々と工夫してほしいと思います。

●関川会長

引き続きやっていると回答しているクラブが約3分の1とのことですが、そういった状況で、平成27年度から新制度に変わることができるのでしょうか。

また、内容や運営主体が大きく変わることになれば、早急に保護者説明会などが必要ではないでしょうか。

●事務局・安永

説明会の必要性は認識しており、早急に開催を準備して、保護者に不安のないように説明したいと考えております。

●関川会長

民間事業者の募集はいつ頃からでしょうか。

●事務局・安永

10月下旬から11月上旬頃を予定しています。

●関川会長

では、次回会議で民間事業者の募集要項を提示できるでしょうか。

●事務局・安永

一定の範囲を提示できると考えております。

●景山委員

保護者負担金が5,000円/月から5,500円/月に上がる理由を教えてください。また、土曜日利用加算1,000円/月の根拠についても聞かせていただきたいと思います。

●事務局・安永

従来の方の考え方に従うと、保護者負担金を約1.5倍に上げるようになるようです。東大阪市では、そのような急激な値上げはできないので、平成27年度については500円/月を上げること考えています。土曜日利用加算については、他市での状況なども参考にしながら、1,000円加算すると考えています。

●関川会長

他にご意見、ご質問などはよろしいでしょうか。では、佐藤委員と中泉委員のご意見をうかがって、この議事を終わらせていただきます。

●佐藤委員

もしも来年度から受け入れ枠が減りそうな場合には、本市としては、民間事業者の当てはあるのでしょうか。

●事務局・安永

他市での実績のある事業者が、大阪府内に少しあるので、すでにその事業者とは話をしています。受け入れ枠の確保策としては、そういった方法を考えているとことです。

●中泉委員

子どもを預かる重要な事業なので、今回の会議での安心できるような説明を期待しています。また、他市の事業者による運営を考えているとのことですが、従来の地域による運営の方針と180度違うということも気になります。今回の会議での説明をお願いします。

また、質問としては、現在でも留守家庭児童育成クラブでは、教室や施設が足りないことによる待機児童が発生していますが、来年度は大丈夫なのでしょうか。

●事務局・安永

待機児童については、段階的な施設整備などにより、徐々に解消していく予定です。

●関川会長

では、他にも議事があるようなので、留守家庭児童育成クラブについては、次回も議論することにします。

(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告

●関川会長

続きまして、議事(3)の「教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告」を事務局より手短にお願いします。

●事務局・関谷

一資料3「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告」(「東大阪市政だより」を含む)報告一

・選考までの経過、および選考結果を報告。小規模保育事業者には、現在の認可外保育施設や認

可保育所を選定。

- ・10月1日の市政だよりで、認定こども園・小規模保育施設の所在地を紹介。認定こども園は、幼保連携型が2園、3～5歳児が3園、0～2歳児が8園。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご意見、ご質問などはございますか。
平成27年4月までに、これ以上の増設の予定はあるのでしょうか。

●事務局・関谷

平成27年度4月開始の施設については、これで確定です。

●関川会長

これでは、平成27年度に待機児童を解消するのは難しいですね。今後もこのペースだとすると、平成29年度までの待機児童解消を目指すのであれば、認可保育所の設置も考えるべきかもしれません。

その他 ・平成27年度入所選考基準について（報告）

・支給認定証・支給認定申請書について（報告）

●関川会長

それでは、その他として「平成27年度入所選考基準について（報告）」並びに「支給認定証・支給認定申請書について」を報告していただきます。入所選考基準については、委員の皆様からのご意見をいただきましたかったので、議事の進行を急ぎました。

●事務局・関谷

—資料4「平成27年度入所選考基準について（報告）」報告—

- ・従来はランク制だった入所選考基準を、今回はポイント制にした。選考指数については、従来の優先順位と大きな変動がないように、従来のAランクを90点、Bランクを80点、Cランクを60点として指数を設定している。居宅内外労働については、新制度では保育標準時間と短時間を区分するので、12時間未満・12時間以上・30時間以上・40時間以上の4区分とする。調整指数については、保育従事者の確保の観点から、主たる保育者が保育士・幼稚園教諭の場合を加点する。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご意見、ご質問などはございますか。
このポイント制では、上限は何点になるのですか。

●事務局・関谷

120点になります。

●関川会長

120点を超えることはないのでしょうか。

●事務局・関谷

はい。

●関川会長

主たる保育者が保育士または幼稚園教諭の場合の加点は、1点だけでよいのでしょうか。

●高山委員

調整指数が1点あれば、基礎指数が82点で同点だった人に勝てるので、1点で十分です。この点はよく考えられていると思います。

●関川会長

なるほど、基礎指数が82点を超えるのは、たとえば主たる保護者が重度の障害を有する場合の92点など、主たる保育者が保育士等の場合とは関係ありませんね。

他にご質問はありますか。

●千谷委員

関係機関及び施設の依頼等について、関係機関とは具体的にどのような施設でしょうか。

●事務局・関谷

関係機関とは、主に、要保護児童対策地域協議会という機関を想定しています。

●関川会長

家庭児童相談室なども入りますか。

●事務局・関谷

家庭児童相談室も要保護児童対策地域協議会の構成員なので入ります。

●千谷委員

従来の入所選考基準には、もっと子ども自身の要件を考慮していましたが、新基準では保護者の要件が多いように感じます。障害のある子どもといった指数がないようです。

●関川会長

子ども自身の理由で保育・教育を必要とする場合にはどう扱われるのか、事務局から回答をお願いします。

●事務局・関谷

新制度の保育の必要性の考え方では、保護者が支給認定証を持つことが前提になります。本人が障害児といった事情は、虐待からの保護あるいは介護を要するなど何らかの要件に該当しないと、支給認定を受けられないことになります。時間的な余裕がありませんが、最終の調整をしているところです。

●関川会長

子ども自身の理由についても考慮するというのでしょうか。

●事務局・関谷

その方向で最終検討したいとは考えております。

●千谷委員

東大阪市の子育ての方針は、障害児も含めたすべての子どもが対象だったと思います。障害児の保護者は、子どもを保育所等に預けないと、求職活動などをすることはできません。まず支給認定証ありきという考え方ではなく、障害児にも考慮して、よい対応を考えてほしいと思います。

●関川会長

障害児については、事務局で検討して、次回に報告してもらえますでしょうか。

●事務局・関谷

はい、検討します。ただし、東大阪市では、従来から障害児支援も重視して推進してきました。今回の制度改革の流れとしては、児童発達支援などを実施する事業者も増えてきたということもひとつの事実ではあります。より良い就学前の発達のひとつの手段として、多くの事業者から選択していただくことも検討できるかと考えております。

●中西委員

たしかに、障害児の通所施設として、すでに東大阪市に多くある社会資源を活用することは効率的だとは思いますが、そういった施設はあくまでも障害のある方のみが利用するところです。第1回の子ども・子育て会議でも発言しましたが、障害児を含むすべての子どもへの支援、ということを強調したいと思います。療育センターや事業所などを社会資源のひとつとして考えるのはよいと思いますが、それは地域で育つことのプラスアルファの部分だと思います。障害のある人は就学前の幼稚園・保育所ではなく児童発達支援施設に行ってはどうか、といった運用は、間違った方向に進みかねないということの考慮をお願いします。

●関川会長

事務局は考慮をよろしくをお願いします。そろそろ予定終了時間ですが、他にご意見、ご質問などはございますか。

●古川委員

障害のある子どもについては、保育所などでの交流による発達ということも重要だと思います。また、保護者の就労を確保するということが重要だと思います。就労したい人が就労できない、という声が鴻池子育て支援センターの一時預かりの利用者からもあがっているので、検討をよろしくをお願いします。

●関川会長

他にご意見、ご質問などはよろしいでしょうか。では、佐藤委員のご意見をうかがって、この議事を終わらせていただきます。

●佐藤委員

選考指数が、居宅内外で働いている人については配点が10点きざみで週5日以上で82点となっているのに、就労が確定している人の要件は週4日以上が60点でそれ以上の配点がないのは、すでに働いている人を優先する趣旨でしょうか。

●事務局・関谷

現在就労している人と、就労を予定している人との、逆転を防止する配慮になっています。

●佐藤委員

では、フルタイムで働くことが確定しているのに、選考によって認定を受けられない人もいるかもしれないということですか。

●事務局・関谷

はい、そういった場合も想定できますが、60点の配点はあるようになっています。

●関川会長

週3日以上かつ12時間以上働くことが確定している場合の配点が50点で、週3日以上かつ12時間以上働いている場合の配点が62点と、現在就労している人を優先しているということですね。少しピントがずれているようにも感じます。事務局内部で検討して、また次回の説明をお願いします。でもスケジュール的には急ぐのですよね。

●事務局・関谷

本格的な申請のピークは11月を予定しています。保護者の方々はこの選考基準を見て申請することになるので、また修正点を含めて次回会議で報告いたしますが、調整した選考基準を10月には公開していくことになるかと考えています。

●関川会長

そろそろ予定終了時間です。

●事務局・関谷

支給認定証・支給認定申請書について簡単に報告いたします。

—資料5「支給認定証・支給認定申請書について（報告）」報告—

・以前の会議で提示した国の案を参考にして、支給認定申請書・支給認定証を作成した。

●関川会長

本日は時間の都合でご意見を頂戴できなかった方につきましては、後日事務局まで文書にてご意見をいただくようお願い致します。それでは事務局にお返しします。

3. 閉会

●事務局・寺岡

ありがとうございました。それでは、本日は長時間のご審議ありがとうございました。なお、次回の開催につきましては日程調整中ですので、決まり次第委員の皆様へご連絡をさせていただきます。

—閉会—